

動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入検疫実施要領

- 1 この要領は、我が国に輸入される動物性加工たん白質の輸入検疫に関する取扱いを定めるものとする。
- 2 全ての国及び地域から我が国に輸入される動物性加工たん白質で次に掲げるもののうち、飼料（飼料添加物を含む。以下同じ。）及び肥料に供されるもの又はその可能性のあるものについては、動物検疫所における輸入検疫証明書の発行を停止するものとする。
 - (1) 骨粉（碎骨並びに Steamed bone grist、Steamed bone grain 等蒸製骨粉（Steamed bone meal）とは名称及び形状が異なるが加工工程が同様のものを含む。以下同じ。）
 - (2) 肉粉
 - (3) 肉骨粉
 - (4) 血粉、乾燥血しょうその他の血液製品（医療用、医薬品用、試験研究用又は化粧品用に供されるものを除く。）
 - (5) 皮粉
 - (6) 羽毛粉
 - (7) 蹄粉
 - (8) 角粉
 - (9) 臓器粉
 - (10) 指定検疫物の混入がないことの確認を要するものである魚粉
 - (11) 特定危険部位を原料としているもの又は当該部位の混入がないことの確認を要するものである次に掲げるもの
 - ① 加水分解たん白質
 - ② 動物性油脂
 - ③ 動物性粉末油脂（動物性油脂にカゼイン、デンプン等を添加して粉末化したもの）
 - ④ 獣脂かす
 - ⑤ 第二リン酸カルシウム
 - ⑥ ゼラチン
 - ⑦ コラーゲン
 - ⑧ オセイン
- 3 2の規定にかかわらず、次に定める要件を満たす動物性加工たん白質については、動物検疫所において、当該要件を満たすことを確認する方法による輸入検査を実施し、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められる場合は、輸入検疫証明書を発行することができる。ただし、(2)の魚粉については、可能な限り全ての輸出国を含めて検査対象を抽出した上で当該方法による輸入検査を行うものとし、(4)の第二リン酸カルシウム（鉱物由来のものに限る。）であって、牛海綿状脳症非発生国又は食品安全委員会による牛肉等の輸入に係る月齢制限緩和に関するリスク評価が完了している国から輸入されるものについては、輸出国名の確認を行う方法で輸入検査を行

うものとする。

- (1) 骨粉のうち、1,000℃以上で灰化处理されたことが輸出国政府機関により証明されたもの
- (2) 魚粉のうち、製造工場において魚粉以外の動物性加工たん白質を使用していないことについて輸出国政府機関により証明されている、又は製造実態等を踏まえそのおそれがないと判断できるもの
- (3) 動物性油脂のうち、不溶性不純物の含有量が 0.15 %以下であることが輸出国政府機関により証明されたもの
- (4) 第二リン酸カルシウムのうち、鉱物由来のもの又は生物由来のものであって脂肪及びたん白質を含有しないものであることが輸出国政府機関により証明されたもの
- (5) ゼラチン及びコラーゲンのうち、皮由来のもの又は骨由来のものであって、頭蓋骨及び椎骨（尾椎を除く。）が除去され、かつ、加圧下での洗浄、酸による脱灰処理、長期のアルカリ処理（石灰漬）、ろ過及び138℃以上4秒間の殺菌処理が行われたことが輸出国政府機関により証明されたもの
- (6) 次のアからウまでに定める動物性加工たん白質であって、別添の消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検疫実施細則に規定する要件を満たすもの
 - ア 消火剤用蒸製蹄角粉
 - イ 砕骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用、釉薬用骨炭製造用又は顔料用骨炭製造用のものに限る。）
 - ウ 骨炭（精糖用又は浄水ろ過材用のものに限る。）
- (7) (1) から (6) までに定めるもののほか、関係法規に基づき、日本国内における製造又は出荷停止措置が解除された飼料及び肥料に供される動物性加工たん白質のうち、輸出国において我が国と同等の安全確保措置が講じられているとして家畜衛生条件を取り決めて輸入されるもの
- (8) 2に掲げるものを原料としたペットフードのうち、その包装、表示等から飼料として転用される可能性のないもの

消火剤用蒸製蹄角粉等に係る輸入検疫実施細則

消火剤用蒸製蹄角粉、碎骨（精糖用骨炭製造用、浄水ろ過材用骨炭製造用、釉薬用骨炭製造用又は顔料用骨炭製造用のものに限る。以下同じ。）及び骨炭（精糖用又は浄水ろ過材用のものに限る。以下同じ。）に係る輸入検疫証明書の発行に関する事務は、以下に定めるところに従って実施するものとする。

1 消火剤用蒸製蹄角粉

（１）検査証明書の添付

家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号。以下「法」という。）第３７条第１項の規定に基づき、別紙１に定めるＢＳＥ発生国等以外の国又は地域（以下「輸出国等」という。）の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

ア 当該品は、輸出国等原産であること。

イ 当該品は、健康な家畜由来であること。

ウ 当該品の原料となる蹄及び角は、特定部位（反すう動物の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄、脊柱（骨、背根神経節等の構成部分）及び回腸遠位部（盲腸接続部より２メートルの部分）をいう。以下同じ。）による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

エ 当該品は、別紙２に定めるＯＩＥ（国際獣疫事務局）の基準（国際動物衛生規約 １１．５．１９．）と同程度の基準を満たす加熱処理を行ったものであること。

（２）輸入検査及び加工処理について

ア 当該品の輸入検査及び加工処理を行う場所（以下「検査加工処理場」という。）は、法第４０条第３項の規定に基づき指定された場所であることを確認すること。
なお、検査加工処理場については、原則として動物検疫所ホームページに公表すること。

イ 当該品の検査加工処理場への搬入に際し、家畜防疫上安全な方法で輸送されることを確認すること。

ウ 当該品は消火剤用蛋白系気泡剤として加工処理されることを確認すること。

（３）加工計画等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者（検査加工処理場責任者を含む。以下同じ。）から、当該品の加工計画等を提出させること。

（４）残さの処理

ア 当該品の加工等によって生じる残さについて、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

イ 輸入者から、残さの処分に関する記録等を提出させること。

2 碎骨

（１）検査証明書の添付

法第 37 条第 1 項の規定に基づき、輸出国等の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

- ア 当該品は、輸出国等原産であること。
- イ 当該品は、健康な家畜由来であること。
- ウ 当該品の原料となる骨は、特定部位による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。

(2) 輸入検査及び加工処理について

- ア 検査加工処理場は、法第 40 条第 3 項の規定に基づき指定された場所であることを確認すること。なお、検査加工処理施設については、原則として動物検疫所ホームページに公表すること。
- イ 当該品の検査加工処理場への搬入に際し、家畜防疫上安全な方法で輸送されることを確認すること。
- ウ 当該検査加工処理場において、当該品が 700～800℃で 8 時間以上の炭化処理がなされることを確認すること。
- エ 当該品は精糖用骨炭、浄水ろ過材用骨炭、釉薬用骨炭又は顔料用骨炭の原料として加工処理されることを確認すること。

(3) 加工計画等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者から、当該品の加工計画、製造後の出荷記録等を提出させること。

(4) 残さの処理

- ア 当該品の加工等によって生じる残さについて、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。
- イ 輸入者から、残さの処分に関する記録等を提出させること。

(5) 製造された骨炭の確認事項

- ア (2) において製造された骨炭を使用する場所は、当該骨炭が精糖用、浄水ろ過材用、釉薬用又は顔料用として使用される場所であることを確認すること。
- イ 浄水ろ過材用のものは、家庭用浄水器用ろ過材用として使用されないことを確認すること。
- ウ 当該場所の管理者から、骨炭の使用記録等を提出させること。
- エ 精糖用のものの使用後、再利用される目的で約 500℃で 3 時間以上で加熱処理する際に生じる残さについては、飼料に用いられることのないよう焼却処分し、又は産業廃棄物として処分するよう指示するとともに、当該場所の管理者から、処分に関する記録簿等を提出させること。ただし、肥料用の用途に供する場合はこの限りではない。
- オ 浄水ろ過材用のものの使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分し、又は産業廃棄物若しくは一般廃棄物として処分するよう指示するとともに、当該場所の管理者から、処分に関する記録等を提出させること。
- カ 釉薬用又は顔料用のものの使用後の残さについては、飼料又は肥料に用いられることのないよう焼却処分するよう指示すること。

3 骨炭

(1) 検査証明書の添付

輸出国等の政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付を確認すること。

- ア 当該品は、輸出国等原産であること。
- イ 当該品は、健康な家畜由来であること。
- ウ 当該品の原料となる骨は、特定部位による汚染のない方法で採取されたものであり、かつ、これらを含まないこと。
- エ 当該品は、700～800℃で8時間以上の炭化処理がされたものであること。

(2) 使用場所について

- ア 当該品を使用する場所は、当該品が精糖用又は浄水ろ過材用として使用される場所であることを確認すること。
- イ 浄水ろ過材用骨炭は、家庭用浄水器用ろ過材用骨炭として使用されないことを確認すること。

(3) 使用記録等の提出

当該品の輸入に際し、輸入者から、当該品の使用計画、使用記録等を提出させること。

(4) 残さの処理

- ア 精糖用のものの残さの処理については、2の(5)のエに準じて処理すること。
- イ 浄水ろ過材用のものの使用後の残さについては、2の(5)のオに準じて処理すること。

別紙 1

以下の URL に示す国

<http://www.maff.go.jp/aqs/english/news/bse.html>

OIE国際動物衛生規約

肉骨粉中の牛海綿状脳症の感染性を弱める処理法

11.5.19. 項

反すう動物由来のたん白質を含む肉骨粉の生産において伝達性海綿状脳症因子の感染性を弱めるには、以下の処理法を用いるべきである。

1. 生材料については、加熱処理を行う前に粒子の大きさが最大 50 mm になるまで縮小させること。
2. 生材料については、湿熱 133 °C 以上の温度で、20 分、3 気圧の加熱処理を行うこと。

OIE International Animal Health Code

Procedures for the reduction of BSE infectivity in meat-and-bone meal

Article 11.5.19.

The following procedure should be used to reduce the infectivity of any transmissible spongiform encephalopathy agents which may be present during the production of *meat-and-bone meal* containing ruminant proteins.

1. The raw material should be reduced to a maximum particle size of 50 mm before heating.
2. The raw material should be heated under saturated steam conditions to a temperature of not less than 133 °C for a minimum of 20 minutes at an absolute pressure of 3 bar.